

笠間市個人情報保護条例の改正（案）について

笠間市総務部総務課文書法制グループ

1 笠間市個人情報保護条例について

笠間市個人情報保護条例は、笠間市における個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、市の保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的として定めたものです。

2 笠間市個人情報保護条例の改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆる「番号法」）が平成25年5月に公布され、平成27年10月5日から、国民1人1人に「個人番号」が付されることとなります。

この「個人番号」により、行政手続における本人確認の簡易化、所得情報の共有化による給付と負担の適切な関係の維持及び諸証明書類の添付の省略など、様々な面で効率化が図られることとなります。

その反面、この「個人番号」が不正に利用されるなどの事象が生じると、個人のプライバシーが侵害されるおそれがあります。

「個人番号」は、「個人情報」に該当するため、笠間市個人情報保護条例の規定が適用されますが、番号法は、「特定個人情報」及び「情報提供等記録」について、厳格な保護措置を講じております。

そのうえで、番号法第31条においては、地方公共団体が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保されること、その特定個人情報を本人が開示又は訂正等の手続を行うことのできるよう、必要な措置を講じなければならないとしています。

このことから、笠間市におきましても、この特定個人情報の取扱い等につきまして、番号法の規定に対応して、特定個人情報の適切な取扱いを定めるため、必要な改正をするものであります。

【用語について】

「特定個人情報」とは、番号法により1人1人に付される個人番号又はこれと対応する符号を含む個人情報をいいます。

また、「情報提供等記録」とは、特定個人情報の情報連携を行った際の情報照会者及び情報提供者の名称、照会又は提供された特定個人情報の項目などが記録されたものをいいます。「情報提供等記録」は、その内容に個人番号と対応する符号を含むことから、特定個人情報に含まれます。

3 笠間市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）の概要

(1) 特定個人情報に係る用語の定義

番号法に定義された文言について、条例内容に加えるため、追加するものです。定義する用語の概要は、次のとおりです。

- ① 個人番号 番号法に規定する個人番号
- ② 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報
- ③ 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定により記録された特定個人情報

(2) 特定個人情報の利用及び提供の制限、開示・訂正・利用停止の請求

特定個人情報とは、番号法により国民1人1人に付される個人番号及びこれを含む個人情報をいいます。

特定個人情報は、その取扱いについて、通常の個人情報よりも厳格な保護措置が規定されています。

この措置について番号法は、地方公共団体に対し、「国が講ずる措置の趣旨を踏まえて、必要な措置を講ずる」こととしています。

このことから、条例を改正する必要が生じるものです。

具体的な内容としては、次に掲げるものがあげられます。

① 特定個人情報の利用の制限

特定個人情報（情報提供等記録を除く）について利用目的以外での利用を原則として禁止します。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合のみ、目的外の利用を可能とします。

なお、情報提供等記録については、例外を設けず、目的外での利用を禁止します。

② 特定個人情報の提供の制限

番号法第19条各号に該当する場合以外の特定個人情報の提供は禁止されています。

この内容を、確認的規定として笠間市個人情報保護条例においても定めるものです。

③ 特定個人情報の開示・訂正・利用停止の請求

特定個人情報が不正に取り扱われないよう、特定個人情報の本人が開示し、誤りが発見された場合には訂正を求めたり、不適切な目的外利用等が確認されたときには、その利用を停止するよう求めることができます。

なお、この請求には、これまで本人以外は、未成年者代理人又は法定代理人にしか認められていませんでしたが、特定個人情報については、任意代理人についても請求することができることとなります。

ただし、情報提供等記録については、システム上自動保存されるため、利用制限等に違反する取扱いが想定されないことから、適用が除外されます。

④ 情報提供等記録の訂正をした場合の通知

情報提供等記録については、情報提供ネットワークにより総務大臣が保管するものであることから、これを訂正した場合には、所管する総務大臣等へ通知するものとします。

(3) 文言の整理

番号法の公布及び施行に伴い、現行の笠間市個人情報保護条例上の文言について、整理します。

具体的な内容は、現行の条例において、「個人情報」とした文言について、市の実施機関が保有するものと区別するため、「個人情報」と「保有個人情報」という使い分けを行う改正を加えます。

※ なお、このパブリック・コメントの実施後に、条例案の審査を行う関係上、審査の過程でその趣旨を改変しない範囲で、文言等を修正することがあります。

4 笠間市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）の施行日

平成27年10月5日（番号法施行の日）